

刑法テキスト・(O1-KH14) 【正誤表】

本教材に誤植がございました。学習に際し、大変ご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。
下記をご確認、訂正の上お使いくださいますようお願い申し上げます。

★2021/11/10更新

箇 所		誤	正
P. 181	2 ~ 3 行目	誤って自分の口座に振り込まれた預金について、窓口で払戻しを受けること（最決平15.3.12）	削除 → 同判例は、不作為による詐欺の例であるため（12行目に移動）
P. 181	12 行目	欺罔行為を不作為によって行うことも可能である。釣銭をもらう際に・・・・	欺罔行為を不作為によって行うことも可能である。誤って自分の口座に振り込まれた預金について、窓口で払戻しを受けること（最決平15.3.12）釣銭をもらう際に・・・・
P. 389	【No. 136】解説 選択肢の3行目	Aには事後強盗罪ではなく、単純強盗罪が成立する（最判昭24.2.15）	Aは事後強盗ではなく単純強盗であり、暴行によりBを気絶させていることから、（単純）強盗傷害罪が成立する（最判昭24.2.15）